西洋中世学会第 15 回大会 (2023 年)

自由論題報告要旨

1. 菅野 磨美 KANNO Mami

聖 Frideswide の誘惑と Vernon 写本における失われたテクスト

聖人伝において誘惑とは、聖人の信仰心や精神力が試される重要な試練の一つである。本発表は、8 世紀オクスフォードの修道女だった聖 Frideswide 伝に描かれる誘惑の場面を、他の聖人伝や、修道女や隠修女に向けて書かれた作品と比較し、悪魔の誘惑に打ち勝つ聖女の模範がどのように中世の読者に示されているか考察する。Frideswide 伝は、12 世紀から 16 世紀にかけてラテン語と中英語で書かれた。中英語による『南部英語聖人伝』（South English Legendaries）の Frideswide 伝は 7 点の写本に現存しているが、8 点目の写本として 14 世紀末に作成された Vernon 写本（Oxford, Bodleian Library, MS. Eng.port.a.1）が挙げられる。Vernon 写本では、Frideswide 伝のフォリオが脱落しテクストは失われてしまっているが、Table of Contents に聖女の名前が記載されており、教化文学作品を数多く収めたこの写本のコンテクストを考慮することで、誘惑の場面が持つ意味を詳細に分析することができる。

Frideswide 伝では、聖女に嫉妬した悪魔が、ある晩姿を変えて修道院に現れ、魅力的な外見と言葉で聖女を誘惑しようとする場面が描かれる。聖人が悪魔の誘惑を受けるというモチーフは、男性の聖人や悔悛する聖女に見られるが、Frideswide のような処女の聖女が誘惑される例は多くない。先行研究では、女性の処女性が強姦未遂によって直接的に脅かされるのとは対照的に、男性の貞節は誘惑に打ち勝つことによって形成されるという、virginity をめぐるジェンダー差があることが聖女の誘惑があまり描かれない要因だと指摘されている。しかしながら、Frideswide は悪魔によって男性の聖人のように性的な誘惑を試みられており、聖人伝とは別のジャンルからの影響について考慮する必要がある。

13 世紀の隠修女に向けて書かれた『隠修女の戒律』（Ancrene Wisse）は、宗教的な生活を送る女性について書かれたという内容面での共通点だけでなく、Vernon 写本というコンテクストを共有していたという点においても Frideswide 伝の重要なサブテクストである。第七部では、キリストが読者である隠修女たちの前に現れ、美しい姿と言葉で彼女らに求愛をする様子が描かれるが、その姿は Frideswide 伝におけるキリストに変装した悪魔の姿と似ており、Frideswide 伝の悪魔は「恋する騎士キリスト」の歪められたイメージである。Frideswide 伝を含む他の『南部英語聖人伝』写本では、このエピソードに関して、Frideswide が彼女の内面からもたらされる理性で、聖なるものと非なるものを識別したことを強調する。『隠修女の戒律』もまた隠修女が陥りやすい誘惑について第四部を割いて説明しており、両作品は誘惑が中世の修道女らにとって身近な脅威であることを説いている。Frideswide 伝は、かつて収められていた Vernon 写本の『隠修女の戒律』のような作品と併せて読むことで、誘惑の場面が、悪魔の変幻自在かつ偽りの性質、霊的な識別能力の重要性を読者に説くものであることがわかる。Frideswide 伝は、イングランドの聖女伝がそうであるように、古典古代の聖女伝を基にしつつも、同時代に宗教的な女性に向けて書かれた作品で扱われているテーマやモチーフも取り込み、中世イングランドを舞台にした女性の聖性の新しい形を模範として読者に示しているのである。

2. 印出 忠夫 INDE Tadao

中世末期におけるシャプラン（礼拝堂付司祭）の諸類型--教会と社会の接点として--

中世末期のプロヴァンス地方における礼拝堂付司祭（以下シャプランと記載）を考察の対象とする。当該期におけるこの職務はふつう、礼拝堂付司祭禄（以下シャペルニーと記載）として信徒から教会に贈与・設定された定期的な収入源＝聖職禄を報酬とし、定められた礼拝堂・祭壇において毎日の私誦ミサを司式する司祭と理解される。多くの場合このミサは「永遠に」繰り返される。聖職者ヒエラルキーのいわば末端に分類されるこの「下級聖職者」に対しては、これまで内外の研究者から十分な関心が向けられてきたとは言い難い。

本報告においては、14 世紀プロヴァンス地方で起草されたシャプランの、特に叙任に関連したいくつかのタイプの史料を紹介・解説する作業を通じ、シャプランの「類型」の提示を試みたい。今回の報告においては特に、シャペルニー贈与者家族と教会との関係の変化に注目する。

報告の構成は以下の通り。

１） シャペルニーの贈与者自身によって指名されたシャプラン。シャペルニーの設立文書においてはしばしば、贈与者（またはその家族・遺言執行人）が保護権を行使して、親族などゆかりの人物をシャプランに推挙している。この行為においては、指名されたシャプランは日々のミサ執行に務めるかたわら、贈与によって（おそらくは名目的に）教会の所有権下に移管された家族の財産の管理を行うという点が、シャペルニー設定のひとつのねらいであったことが見て取れる。一般的な傾向として見受けられるため、この項では特定の史料は示さない。

２） 14－15 世紀のカヴァイヨン司教区のいくつかの教会におけるシャプランの就任、離任の記録を 18 世紀の公証人が摘要としてまとめた史料を検討する(ADV,4G14)。ここでは、数年単位から一年未満など短い任期での交代さえも珍しくない。ここにおけるシャプランは、１）に見た「家産管理人」的立場とは異なり、贈与者家族とは無縁の人物が教会当局の管理下に置かれ、役人のように移動を命じられている。

３） 1350 年代においてアヴィニョン司教区代理が、黒死病によって大量に生じたシャプランの空席に集中的に叙任を行った叙任状を集めた史料(A. de Vatican, Collectorie 54)を分析する。興味深いのは、総代理は親族などシャペルニーの保護権保有者から推挙を受けた人物をシャプランとして承認することを原則とし、推挙が無い場合にのみ、はじめて新たな人材を充当した事実である。１）から２）への移行の経過を物語る史料といえる。

４） この「移行」の意味を知る目的で、14 世紀のカヴァイヨン司教区の都市リールの教会への何通かのシャペルニー贈与文書が示唆的である。ここでは、幾人かの贈与者は初代、二代までのシャプランを指名しているものの、それ以後の人選は教会財産管理委員会（fabrique）に一任することを宣言しているのである(Chapellanies fondées dans l'église paroissiale et collégiale de la ville de L'Isle du juspatronat, Avignon, 1755)。

これらの史料の分析から、シャプランの人事（そして贈与財産）は、年月の経過とともにさしたるトラブルもなく贈与者家系との繋がりを喪失し、教会当局の完全な管理下に組み込まれるという経過をたどる傾向が確認されるのである。

（本発表は、社会科学高等研究院提出の博士論文・第 5 章の一部である。テキストはこちら）

https://researchmap.jp/read0167720/published_works

3. 清野 真惟 KIYONO Mai

イタリア同盟は「失敗」したのか––対フランス戦争(1458-1464)における同盟の機能––

イタリア同盟とは、ヴェネツィア共和国・ミラノ公国・フィレンツェ共和国・教会国家・ナポリ王国によって 1455 年に結成された相互承認及び相互防衛機構である。同盟の協定は、1454 年に締結されたローディの和約に基づき、イタリア半島内部の休戦と勢力状態の維持及び半島外部の勢力の侵入阻止を目的とした。しかし、結成直後から同盟当事者による半島内での戦争も半島外勢力による同盟当事者に対する戦争も度々生じたため、イタリア同盟の機能やその効力は研究上の大きな論点となってきた。かかる議論の対象となる最初の事例は、1458 年から 1464 年に発生したフランス・ナポリ戦争である。この戦争に際し、イタリア同盟内部でも特に利害を強く共有したミラノ・教皇・ナポリが部分同盟を結成して抗戦し、フランス勢力を半島から排除するというイタリア同盟の目的を積極的に果たそうとした。一方、フランスとの経済的紐帯という別の利害も同時に有していたフィレンツェとヴェネツィアは中立の立場を取り、ナポリへの軍事的支援を行わなかった。以上の経緯を理由に、研究上この戦争はイタリア同盟の最初の「失敗」事例であると評価されてきた。しかし、フィレンツェとヴェネツィアがフランスを援助して利益を得るという選択を捨てて中立の立場を取ったのは、外部勢力排除というイタリア同盟の目的を共有していたゆえであった。さらに、約 6 年間の戦争は最終的にフランス勢力を半島から駆逐することに成功していた。これらを根拠に、この戦争ではイタリア同盟の目的は達成されたため失敗とは評価しない先行研究も存在する。一方でこの研究は、目的達成に実際に寄与したのはイタリア同盟ではなく部分同盟であったと結論している。

そこで本報告は、イタリア同盟の協定内容や中立派の外交文書を分析することで、問題の対フランス戦争においてイタリア同盟は機能したのか、したならばいかなる機能であったのかという問題を明らかにすることを目指す。本事例に言及する先行研究は、ナポリからの援助要請に対する中立派の返答や同時代の年代記記録などを分析対象とするが、イタリア同盟が戦争の際に同盟当事者に課した義務や与えられる権利等について条文の内容を検討していない。また、中立派の態度の理由についても一致した見解は得られておらず、十分な分析がなされているとは言い難い。さらに、イタリア同盟の機能とその内部に結成された部分同盟の機能との関係も整理されないまま議論が行われてきたと言わざるを得ない。

以上を踏まえて、本報告は特にイタリア同盟の規定する対外戦争の扱いを確認し、戦争勃発や部分同盟の発生がイタリア同盟の「失敗」と評価できるのかという問題を検証する。次に、中立派であったフィレンツェとヴェネツィアそれぞれの主張を再検討し、抗戦派及びフランスと如何なる関係にあったのかという問題に取り組む。これらの分析を経て、対フランス戦争においてイタリア同盟がいかなる機能を果たしたのかという問いに一定の解決を与えることを目指す。

4. 勝谷 祐子 KATSUTANI Yuko

ル・マン大聖堂聖母礼拝堂天井壁画 (1370〜1378) の修復保存について

本発表では、ル・マン大聖堂聖母礼拝堂天井壁画における修復保存の歴史を報告する。

聖堂のシュヴェに位置する礼拝堂では 1370 年から 78 年頃に 57 代目大司教ゴンティエ・ド・ベニュ（在位 1367-1384）の注文により《奏楽天使》が描かれた。等身大に近い寸法をもつ天使の姿は 47 人数えられ、手には当時実際に使用されていた 24 の異なる楽器、聖母被昇天の祝祭日と、降誕祭に捧げられた文言を記す 10 のフィラクテール、聖母に捧げられたミサ曲が 7 つの写本に示される。その間を埋めるように注文主の紋章 54 個が赤の地を満たしている。

1767 年に白壁で覆い隠された本壁画は、1839 年に旧祭壇画を取り除く工事を行った際に改めて発見され、1842 年には完全に漆喰層を取り除く作業が完了した。1844 年 5 月 14 日の記録から歴史記念物局による壁画保護のため、資料が提示された旨が知られ、1914 年には二人の画家の手により修復が行われた。1994 年 7 月から 9 月にかけて行われた二度目の工事では、過去に施された上塗りをとり除くことが試みられたものの、オリジナルの絵画層が失われることを危惧し、いくつかの箇所では加筆が残された可能性がある。

作品保護を最重要とする今日の修復に関する原則は 1931 年のアテネ憲章、1964 年のヴェネツィア憲章に明文化され、前世紀を通じ徐々に浸透を見せたものである。十九世紀末、二十世紀初頭の修復家は、再修正が困難な油彩絵具などで作品を大幅に上塗りしている場合も多く、その際に、修復部位はオリジナルとの区別がつかないよう隠しこむことが意図される。時間の経過が残した痕跡を作品の一部と見なす今日のような考えは一般的ではなく、作品そのものが、今ここに生み出されたばかりであるかのように見える仕上がりが理想的であるとも考えられていた。今日と異なる価値観に基づく過去の修復は、作品の様相をオリジナルの状態から引き離し、様式、図像についての理解を誤りへと導く可能性がある。

ル・マン壁画が当初どのようなものであったのかを正確に理解する目的から、記録用水彩画、修復前後の画像資料、報告書を基に、前世紀二度に渡りどのような修復を受け変化したのかを観察し、オリジナルと加筆部分とを厳密に区別したい。

本調査はル・マン壁画に表わされた楽器の復元と 3D 画像によるヴァーチャル・ミュージアム構築を目指す共同研究の一環として行われる。ヨーロッパ楽器制作院(ITEMM)が統率、楽器考古学連盟プロリラ(ProLyra)の協力で進められる本プロジェクトにおいて、発表者はル・マン壁画の修復保存史を担当する。これを経て、プロリラのメンバーによる楽器のディスクリプション、デッサン作成へと進み、3D スキャンを使用した測定技術を用いながら、楽器のプロポーション、サイズの決定が行われる。